

道内で特殊詐欺多発!!

北海道内において特殊詐欺被害が増加しています。令和8年上半期の被害額は約26億7,000万円（前年比約11億4,000万円増）と極めて深刻な状況にあり、引き続き被害の発生が懸念されます。最も被害額が多い手口は「SNS型投資詐欺」で全体の約38.7%を占め、続いて「ニセ警察詐欺」が全体の約30.3%を占めています。

「SNS型投資詐欺」はSNSを利用し投資を勧めて金銭等をだまし取る手口、「ニセ警察詐欺」は警察官をかたって捜査名目等で金銭等をだまし取る手口です。

SNSで投資を勧められて「必ずもうかる」と言われたり、振込先に個人名義の口座を指定されたら詐欺です。また、警察官を名乗り国際電話がかかってきたり、捜査名目で金銭を要求されたら詐欺です。お金を支払う前に警察に相談しましょう。



令和8年8月号

作成者

上利別駐在所勤務員

暴力団排除活動の推進 暴力団 地域団結 断固拒否

暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関することは、どんな些細なことでも早期に警察に相談、通報する強い意志と勇気を持って、社会から暴力団を追放しましょう。

暴力団追放「三ない運動」の推進



北海道警察 ・ 北海道暴力団追放センター



生活道路における自動車の法定速度の引下げ
法定速度が引き下げられます！

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は30km/h となります。

また、すべての道路の法定速度が30km/h になるわけではありません。

次のような道路の法定速度は、引き続き60km/h です。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

